

議案第104号

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書
提出について

上記の件について、常総市議会会議規則第14条第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和7年3月25日 提出

提出者 総務委員会委員長 岡野一男

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書

現在、非正規雇用労働者は2000万人を超え、全労働者の4割を超えています。非正規労働者は労使交渉ではなく、最低賃金の引き上げによってしか賃金は上がりません。非正規労働者の7割近くを女性労働者が占め、男女間の賃金格差の大きな原因になっています。非正規労働者の多くはフルタイムで働いても年収200万円以下の「ワーキングプア」という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹をも揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は52円引き上がり1,005円になり、1,000円を超えました。国の目安は全国一律50円でしたが、茨城県をはじめ27県が国の目安を超えた引き上げを行い、全国加重平均が1,055円になりました。しかし、物価高の中で、県民生活は困難を極め、非正規労働者の多数を占める女性の生活苦や自殺が全く改善されていません。政府が唱える女性活躍を実現するためには、最低賃金の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅引き上げが欠かせません。

日本の最低賃金制度の問題点は、①欧米に比べて最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③国の支援が不十分で中小企業支援が進まず中小企業が賃上げできない、の3つです。最低賃金の高い都県ほど労働者の時給が高く、茨城県は最低賃金ギリギリの低賃金になっている結果、県境の地域から千葉や埼玉、東京に労働者が流出しています。労働者の流失は、県内の中小企業や医療・福祉職場等の人手不足を深刻にしています。

そこで、国においては、最低賃金法の趣旨をふまえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担えるように最低賃金を1,500円以上に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立する必要があります。また、最低賃金引き上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の事業主負担の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを国の責任で確立させなければなりません。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出いたします。

記

- 1 政府は、最低賃金の全国一律制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減な

ど中小企業への具体的経済支援策を国の責任で拡充すること。

- 3 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を物価高対策として令和7年10月に1,500円以上に引き上げ、最低生計費試算調査結果を踏まえ1,700円をめざすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年3月25日

常 総 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣, 厚生労働大臣, 中央最低賃金審議会会長, 茨城地方最低賃金審議会会長